

島原市教育委員会

議案集

第42号議案 島原市東京学生寮設置条例について

平成26年5月23日 臨時会

第 4 2 号議案

島原市東京学生寮設置条例について

島原市東京学生寮設置条例（平成 11 年 12 月 22 日条例第 26 号）を廃止する条例を議会に提出することの承認を求める。

平成 2 6 年 5 月 2 3 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市東京学生寮を廃止するため、島原市東京学生寮設置条例（平成 11 年 12 月 22 日条例第 26 号）を廃止する条例を議会に提出することの承認を得ようとするものである。

○島原市東京学生寮設置条例

平成11年12月22日

条例第26号

島原市東京学生寮設置条例（昭和38年島原市条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に引き続き1年以上居住する者又はその子等であって、大学等に学籍を有するものを収容し、その修学を援助達成させるため、島原市東京学生寮（以下「寮」という。）を設置する。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 大学等 東京都内及び東京都周辺の大学及び専修学校等をいう。

（2） 専修学校等 専修学校、各種学校及び学校教育法（昭和22年法律第26号）以外の法律の規定によりこれらに準ずる教育を行う教育施設であって、修業年限が2年以上のものをいう。

（3） 学生 大学等の学籍を有する者をいう。

（名称及び位置）

第3条 寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 島原市東京学生寮

位置 東京都武蔵野市吉祥寺東町2丁目45番11号

（事業）

第4条 寮は、次に掲げる事業を行う。

（1） 学生に宿所及び食事を提供する事業

（2） 学生の身上相談に関する事業

（3） 前各号の事業に付随する事業

（職員）

第5条 寮に職員若干人を置く。

（寮費等）

第6条 寮の維持運営に要する経費に充当するため、入寮者から寮

費及び施設維持費を徴収する。

2 寮費は、1人につき月額9,450円とする。ただし、1室を2人で使用する場合は、1人につき月額6,300円とする。

3 施設維持費は、15,750円とし、入寮時に納入しなければならない。

(宿泊施設)

第7条 寮の運営に支障がないときは、寮の施設の一部を島原市民等の宿泊に使用させることができる。

2 前項の規定により使用を許可する場合は、施設使用料として、1人1泊2,100円を徴収する。

(入寮者選考会)

第8条 学生の入退寮に関して諮問するため、島原市東京学生寮入寮者選考会を置く。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

島原市東京学生寮入寮者選考会委員	日額	5,600
------------------	----	-------